

条例・規則等の取扱いについて

合併協定項目C - 2 条例・規則等の取扱いについて次のとおり提案する。

平成16年11月9日

風連町・名寄市合併協議会
会長 島 多 慶 志

その他必要な協議項目	C - 2	条例・規則等の取扱いについて
<p>各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行する必要があるもの。2 合併後、特定の地域に暫定的に制定し、施行する必要があるもの。3 合併後、逐次制定し施行する必要があるもの。		

平成16年11月9日 確認

風連町・名寄市合併協議会